

改正

平成20年 3 月31日告示第46号

平成21年 3 月30日告示第36号

平成31年 3 月25日告示第44号

二本松市広報にほんまつ広告掲載に関する基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、二本松市有料広告掲載の取扱いに関する要綱(平成17年二本松市告示第 8 号。以下「要綱」という。)に基づき、市が作成する広報にほんまつへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載の位置及び範囲)

第 2 条 要綱第 5 条の規定による市長が定める広告の掲載位置は、広報にほんまつの表紙と最終ページを除く各ページの下 1 段とし、掲載の範囲は、最大14ページまでとする。ただし、市長が必要と認める場合は、掲載の範囲を増やすことができる。

(掲載回数)

第 3 条 広告の掲載回数は、1 回の申込みにつき最大12回とする。ただし、要綱第 6 条の規定による市長が別に定める広告掲載料を納付する年度を超えては掲載しない。

(掲載規格及び広告掲載料)

第 4 条 掲載規格及び広告掲載料は、掲載 1 回につき、次のとおりとする。

(1) 各ページの下 1 段(横174ミリメートル・縦45ミリメートル) 20, 370円

(2) 各ページの下 1 段の 2 分の 1 相当(横86ミリメートル・縦45ミリメートル) 10, 180円

(掲載内容)

第 5 条 広告のデザイン、内容等は、広報にほんまつの公共性を損なうことのないよう広告主と調整して掲載するものとする。

(掲載の割付け等)

第 6 条 掲載する広告の割付けについては、総務部長が行う。

(補則)

第 7 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第46号）

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年告示第36号）

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日告示第44号抄）

（施行期日）

1 この基準は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（二本松市広報にほんまつ広告掲載に関する基準の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の二本松市広報にほんまつ広告掲載に関する基準の規定は、施行日以後の広告の掲載期間に係る広告掲載料の額について適用し、同日前の広告の掲載期間に係る広告掲載料の額については、なお従前の例による。